

施策マネジメントシート(令和3年度目標達成度評価)

シート1

作成日 令和 4 年 10 月 3 日

施策体系

政策名(基本方針)	5	都市基盤の健康	施策名	23	計画的な土地利用の推進
-----------	---	---------	-----	----	-------------

施策統括部	都市建設部	関係課	農政課、農業委員会、土地区画整理室
施策主管課	都市計画課		

1 施策の目的と指標

対象	市内全域の土地	意図	地域の特性にあった土地利用がなされる
----	---------	----	--------------------

成果指標		単位
A	市街化区域で有効に市街化がなされている土地の割合	%
B	土地利用重点地区で計画的な土地利用がされる箇所数	箇所
C		
D		

2 指標等の推移

成果指標	30年度現状値	数値区分	2年度	3年度	4年度	5年度	評価	背景として考えられること	
A	%	82.6	成り行き値	85.0	85.4	85.9	86.5	○	住み良い街としての人気も高く、市内全域において、宅地の需要が年々増加しており、市街化区域内においても、宅地開発が増加していることが考えられる。
			目標値	85.0	85.4	85.9	86.5		
			実績値	86.9	88.3				
B	箇所	3	成り行き値	4	4	4	4	×	重点地区への開発誘導を行った結果、目標としていた辻久保地区並びに御代志地区については、整備が進行しているが、完了まである程度の期間を要するため、まだ目標達成に至っていない。
			目標値	4	4	4	4		
			実績値	2	2				
C			成り行き値						
			目標値						
			実績値						
D			成り行き値						
			目標値						
			実績値						

※【評価】 ○:目標達成 △:目標をほぼ達成(-5%) ×:目標を未達成

事務事業数・コスト			2年度	3年度	4年度	5年度	
事務事業数			本数	14	14		
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	150,376	241,080		
		都道府県支出金	千円	135,908	210,258		
		地方債	千円	414,600	245,700		
		その他	千円	96,300	0		
		繰入金	千円	0	2,239		
		一般財源	千円	31,607	110,775		
	事業費計(A)		千円	828,791	810,052	0	0
	(A)のうち指定経費		千円	4,038	3,808		
(A)のうち時間外、特殊勤務手当		千円	99	60			
人件費	延べ業務時間		時間	21,705	16,627		
	人件費計(B)		千円	85,584	65,011		
トータルコスト(A)+(B)			千円	914,375	875,063	0	0

※成果指標の目標値設定とその根拠

A	市街化区域内で、有効に市街化されている面積の割合の成り行き値は、土地の所有者の意向で宅地化されるので、過去の伸び率(0.4%増)で今後推移するとしました。令和2年に竹迫区画整理地内100%とし、令和4年・5年で御代志区画整理地内大街区(商業施設)2.1haについて100%としました。目標値も同様にしました。
B	重点区域土地利用計画の拠点6 地区(合志庁舎前地区、飯高山・群山南部地区、辻久保地区、御代志地区、黒石地区、野々島地区)のうち、市街化区域に編入した合志庁舎前地区、御代志地区、黒石地区については現状値に計上しています。民間主導により計画が進んでいる飯高山・群山南部地区は令和2年度に計上し、辻久保地区については、民間事業者と市が連携を取りながら進めていきたいので、目標値として令和3年度に計上しました。

3 施策の特性・状況変化・住民意見等

①施策の基本方針

- ・市街化区域内の低・未利用地の宅地化を促進します。
- ・市総合計画、都市計画マスタープラン、重点区域土地利用計画に則った土地利用を推進します。
- ・農業、商業や工業など地域の振興に必要なバランスある土地利用を図ります。

②協働によるまちづくりの具体策(施策における市民と行政の役割分担)

市民(事業所、地域、団体)の役割

- ・市民は、市が策定した土地利用計画等に参画協力します。
- ・事業者は、土地利用を行なう場合、市民及び関係者に対して丁寧な説明を行い、市の均衡ある発展に協力します。

行政の役割(市がやるべきこと)

- ・市は、地域の特性を踏まえた土地利用計画を策定し、市民との合意形成に努めます。
- ・市は、土地利用に合った公共施設の整備を行います。
- ・市は、都市計画の決定は、市民の意見を反映した計画とします。
- ・市は、事業者が土地利用を行う場合、公共性・公益性の高い整備等については、将来を見据えて支援を検討します。

③施策の現状(第2期計画策定当初)と今後の状況変化

- ・市全域の約9割が市街化調整区域に指定され、そのうち約半分が農用地区域となっています。
- ・集落内開発や地区計画により、年間約100件の開発が行われています。
- ・人口が増加していますが、市街化区域及び市街化区域に近い市街化調整区域で開発された地域へ居住される方が多く、市南部と北部における地域間格差が広がっています。
- ・御代志駅周辺を市街化区域に編入し、交通結節機能向上、新たな都市機能拠点の創出や既存住宅地における防災性の向上などを目的とした御代志土地地区画整理事業が進められています。

④この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?

(令和3年度(令和2年度振り返り)の施策評価における議会意見)

- ・御代志土地地区画整理事業の終了後のビジョンを示すこと。
- ・辻久保地区の整備を計画的に推進すること。
- ・令和7年度の市街化区域の見直しに向けた積極的な取り組みで、開発可能地域の拡大させること。
- ・買い物弱者への利便性向上のための取り組みを図ること。

(令和3年度(令和2年度振り返り)の施策評価における総合政策審議会意見)

- ・国・県有地の有効活用について推進を図ること。
- ・道路整備計画と併せた土地利用の推進を図ること。
- ・都市計画区域の見直しの際は、有効的な土地利用が可能なものにする。
- ・北熊本SICの利便性を活用した土地利用の推進を図ること。

4 施策の評価

①施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)

※ 経営方針からの振り返り、貢献度評価の上位の事務事業を記載

(1) 令和3年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。

- ①「総合計画、復興まちづくり計画や都市計画マスタープラン等の各計画に基づき、地域のバランスを考慮した計画的な土地利用について官民連携により推進する」については、都市計画マスタープランに基づき、将来人口推計や合志市総合計画に基づく各計画との整合を図り、御代志地区土地地区画整理事業により、計画的な土地利用の推進を行いました。
- ②「御代志地区土地地区画整理事業を着実に推進し、都市機能の集積を図る」については、交通結節機能の強化のため御代志駅と駅前広場の整備を進め、併せて市民の生活利便性の向上を図るため、商業施設等の事業用地について、開発事業者の公募と出店希望者のテナント登録を行いました。
- ③「北部地域で人口減少が進む中、南北の格差是正のため、引き続き都市計画マスタープランに基づき生活利便施設の民間誘導を推進するとともに、併せて市街化調整区域の規制緩和に向け、市街化調整区域活性化連絡協議会を通して、県や国に要望し推進を図る」については、協議会を6回開催し、県に対し要望を行いました。
- ④「都市計画マスタープラン、その他計画等との整合性を図りながら、農業振興地域指定の見直しを必要に応じて行う」については、各々の土地利用計画の進捗に合わせて随時対応しました。
- ⑤「国県有地の有効活用や土地利用に関する規制緩和を国や県に対し引き続き要望する」については、国への要望については、国県有地の有効活用や協議の場の設置要望、市街化調整区域内での特例的な土地利用の要望などを行いました。県への要望については、市街化調整区域活性化連絡協議会を通して、規制緩和の要望を行いました。

(2) 事務事業貢献度評価の結果では、令和3年度施策の成果を向上させるために貢献した事務事業として、「熊本都市計画見直し事業」、「御代志地区土地地区画整理事業」があげられました。

②施策の課題(令和3年度の施策の振り返りから見る課題)

- ・計画的な土地利用を推進するために、総合計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画等を基本とした、地域の実情に即した誘導方策が必要です。
- ・急激な人口増加が誘発される開発には、関係各課や関係機関との協議、またインフラ整備や既存施設の整備・改修の検討が必要です。
- ・国・県有地および施設の有効活用には、国や県との具体的な協議が必要です。
- ・長期展望に立った都市計画の見直しが必要です。
- ・重点区域土地利用計画に基づくバランスの取れた土地利用が必要です。

5 施策の令和3年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて令和4年7月22日)

- ・都市計画マスタープランに基づいた、土地利用を進めていくこと。
- ・次回の区域区分見直しに向け、さまざまな観点から積極的に検討を進めること。
- ・御代志土地区画整理事業を着実に推進し、都市機能の集積を図ること。
- ・人口減少及び少子高齢化が進む北部地域において、利便性の高い土地利用を推進すること。

②総合政策審議会での指摘事項(令和4年8月4日、8月10日、8月22日のまとめ)

- ・国・県有地の有効活用について推進を図ること
- ・道路整備計画と併せた土地利用、電鉄を利用した土地利用の推進を図ること
- ・都市計画区域の見直しは、地域座談会などを開き実情を把握して進めること
- ・市街化調整区域の必要な規制緩和を検討すること

③議会の行政評価における指摘事項(令和4年9月6日)

- ・御代志地区区画整理事業を着実に推進し、商業施設のオープンを進めること。
- ・辻久保地区開発は早急に推進し、人口増加による更なる南部、北部間の格差是正に繋げること。
- ・令和7年度の都市計画区域の見直しに向けた積極的な取組みを行うこと。

6 次年度に向けた取り組み方針

○政策推進本部 令和5年度合志市経営方針(令和4年10月3日)

- ①総合計画、復興まちづくり計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備促進計画等の各計画に基づき、地域のバランスを考慮した計画的な土地利用について官民連携により推進します。
- ②御代志地区土地区画整理事業を着実に推進し、御代志駅周辺の施設用地整備により、都市機能の集積とさらなる市民生活の質の向上を目指します。
- ③次回の市街化区域見直し(線引き見直し)に向けて、さまざまな観点から積極的に検討を進めていきます。
- ④北部地域で人口減少が進む中、南北の格差是正のため、引続き都市計画マスタープランに基づき生活利便施設の民間誘導を推進します。
- ⑤市街化調整区域の規制緩和に向け、市街化調整区域活性化連絡協議会を通して、県や国に要望し推進を図ります。
- ⑥国県有地の有効活用や土地利用に関する規制緩和を国や県に対し引き続き要望します。